

V 地域生活支援事業等の実施

障害者自立支援法第 77 条に基づく地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業として位置づけられているものです。

ここでは地域生活支援事業等について、各事業の考え方、および必要量の見込み（年間サービス提供量、移動支援事業の個別型については月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。

なお、必要見込み量については、本区における障害者の推移（手帳交付者割合）、実績等を勘案し、算定をしています。

1 相談支援事業

【サービス内容】

障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、権利擁護のための援助を行います。

【考え方】

現在の障害者福祉サービスは、障害のある人が自ら事業者や施設を選択し、契約により利用する仕組みとなっています。利用者の自己決定・自己選択に基づく適切なサービス利用を支援するために、その体制づくりや、障害や高齢のため選択や意思決定が困難で判断能力が不十分な人の権利擁護の重要性が高まっています。

本計画期間においても、障害のある人が地域で自分らしい生活を送ることができるよう、ケアマネジメント体制を整備し、相談・支援体制の充実を図るとともに、障害のある人の権利を擁護する仕組みづくりなどの推進を図る必要があります。

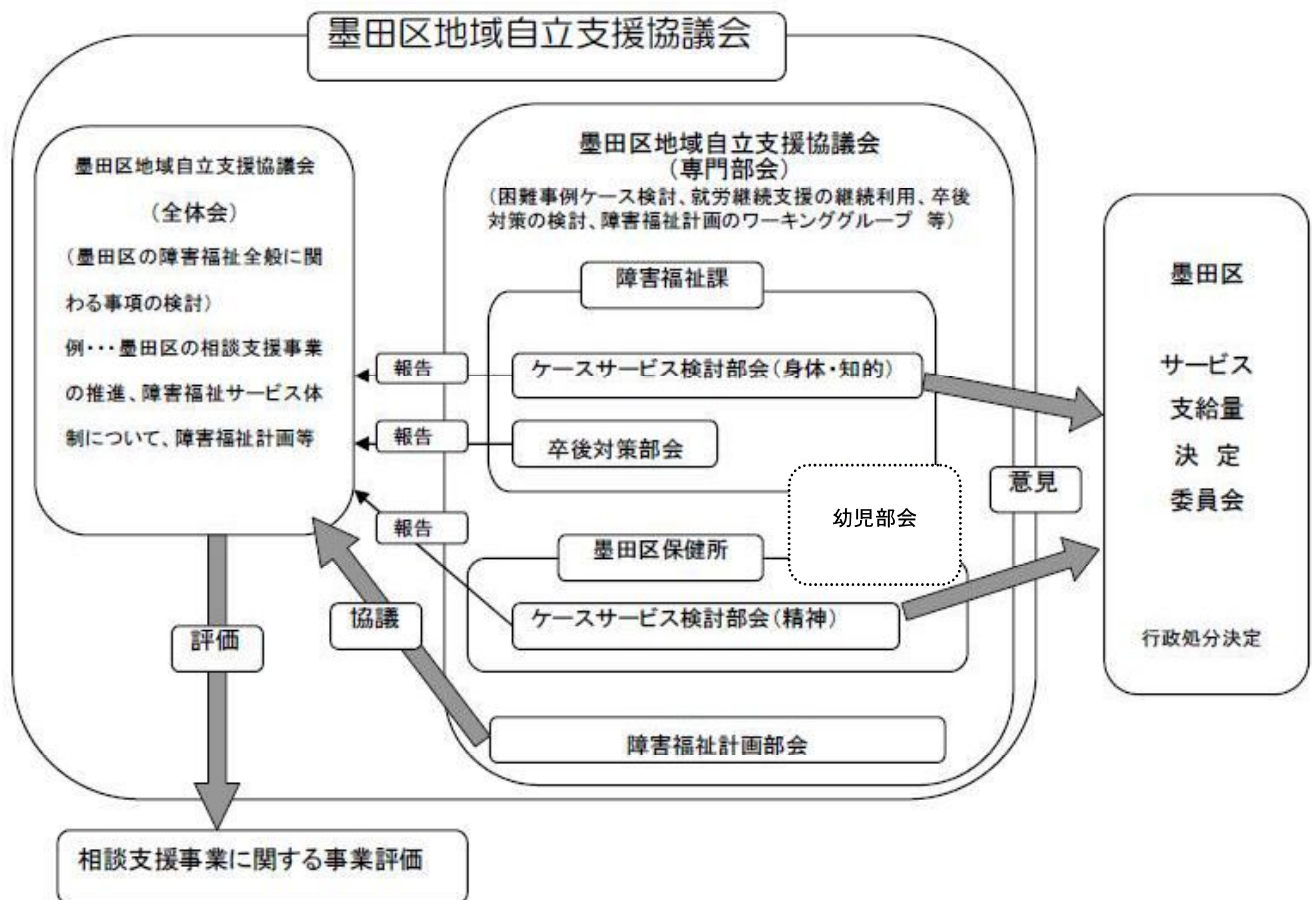
【必要量見込】

相談支援事業	24 年度	25 年度	26 年度
①相談支援事業			
（ア）障害者相談支援事業	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所
（イ）地域自立支援協議会	有	有	有
（ウ）基幹相談支援センターの設置 ^⑥	無	無	有
②市町村相談支援機能強化事業 ^⑦	有	有	有
③住宅入居等支援事業 ^⑧	有	有	有
④成年後見制度利用支援事業 ^⑨	2 人	3 人	5 人

【確保方策】

「障害者相談支援事業」は、区の障害者福祉課、保健センター（2ヶ所）の窓口、精神障害者地域生活支援センター「友の家」で実施し、障害のある人やその家族からの相談に応じてサービス情報等の提供や支援を行う体制づくりを本計画期間においても推進します。

また、「地域自立支援協議会」は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場として、平成18年度に設置しました。今後とも同協議により関連機関の一層の協力・連携を図ります。



また、「市町村相談支援機能強化事業」、「住宅入居等支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」についても実施しており、障害者の地域生活を支援し、権利擁護を図ることに努めていきます。

2 コミュニケーション支援事業

(1) コミュニケーション支援事業

【サービス内容】

意思疎通の円滑化を図ることを目的に、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害者を対象に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者が、お互いの情報を交換できるようにする手話通訳者等の派遣を行います。

【考え方】

本区では障害者自立支援法施行以前から聴覚障害者のための手話通訳者派遣事業を委託実施（(特非)のぞみ、(福)東京聴覚障害者福祉事業協会）しています。また、平成19年度から要約筆記者派遣事業の委託実施も開始しているため、実績に応じ数値を見込みます。

【必要量見込】

平成19年度から平成22年度までの平均実績数を算出し、その数値を3%増したものを平成24年度からの見込量とします。また、要約筆記者派遣事業は、従前から見込みと実績の数値がかけ離れていたため、同様に数値を見込みます。

コミュニケーション支援事業	24年度	25年度	26年度
手話通訳者派遣事業	566人	582人	600人
要約筆記者派遣事業	15人	16人	17人

※前期計画では、実人員を数値目標としていましたが、本計画ではのべ人数としています。

【確保方策】

平成23年度に開設した「すみだ障害者就労支援総合センター」内に手話通訳者派遣事務所を移転し、より個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し十分なサービス提供量を確保していきます。

要約筆記者派遣事業においては平成22年度実績が見込み量を下回っていることから今後とも制度のPRに努めていきます。

(2) 手話通訳者養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、自治体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術等を取得する手話通訳者の養成研修を委託実施します。

本区では平成23年3月現在（特非）のぞみにおいて29人が手話通訳者として登録されています。この養成研修では、例年3人前後が研修を終了し登録者となっており、平成24年度以降も毎年度3人が研修を受けるとして必要量を見込んでいます。

3 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

障害者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【考え方】

障害者等の日常生活上の利便を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【必要量見込】

本区では自立支援法施行以前から日常生活用具給付等事業を実施しており、これまでの実績の平均値から毎年度3%増加するとして、必要量を見込みます。

日常生活用具給付等事業	24年度	25年度	26年度
①介護訓練支援用具	10件	11件	12件
②自立生活支援用具	69件	71件	73件
③在宅療養等支援用具	25件	26件	27件
④情報・意志疎通支援用具	65件	67件	69件
⑤排泄管理支援用具	4,524件 (377人)	4,656件 (388人)	4,799件 (399人)
⑥住宅改修費	25件	26件	27件

【確保方策】

今後も、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携し、重度障害者の日常生活上の利便を図ります。



4 移動支援事業

【サービス内容】

障害者の地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援を行います。

【考え方】

移動支援事業には大きく分けて、①個別型 ②車両型があります。

個別型は、障害者ひとりひとりに実施されるホームヘルパー等による外出支援です。

車両型は、すみだふれあいセンター福祉作業所、はばたき福祉園、ひだまり、肢体不自由児（者）通所訓練所で運行している通所バスを利用する外出支援です。

【必要量見込】

個別型は、平成 23 年 10 月から視覚障害者に対する移動支援が「同行援護」に移行したことに伴う時間数等の減少を勘案した上で実績の増減率で見込みます。

車両型は、各施設で実施している通所バスにおける利用実態を踏まえ必要量を見込みます。

移動支援事業	24 年度	25 年度	26 年度
① 個別型 (月間)	2,500 時間分	2,700 時間分	2,916 時間分
	221 人分	243 人分	268 人分
② 車両型	51,163 時間分	52,060 時間分	52,958 時間分
	25,581 人日分	26,030 人日分	26,479 人日分
	(114 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)	(116 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)	(118 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)
	114 人分	116 人分	118 人分
	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所

【確保方策】

個別型は、平成 23 年 3 月現在、区内 26 ヶ所（区外を含めると 47 ヶ所）の障害福祉居宅サービス事業者へ委託して実施しています。引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。車両型についてもこれまでと同様、事業者へ委託して実施します。

5 地域活動支援センター機能強化事業

【サービス内容】

地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型	創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うとともに、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。（人的配置や設備等で、法律の要件を満たすことができない小規模作業所 ^⑩ 等がⅢ型となっています。）

【考え方】

これまで法外事業として実施していた事業のうち、指定サービス事業への移行が困難な事業について、その事業特性に応じて地域活動支援センター事業として位置づけ誘導を図ります。

【必要量見込】

地域活動支援センター機能強化事業	24年度	25年度	26年度
①Ⅰ型	101人分	103人分	105人分
	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
②Ⅱ型	20人分	20人分	20人分
	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
③Ⅲ型	0人分	0人分	0人分
	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所

【確保方策】

Ⅰ型事業：「地域生活支援センター・友の家」（平成18年度～）

Ⅱ型事業：「ワクワク工房デイサービス」（平成20年度～）

Ⅲ型事業：平成21年度から区内4事業所が障害者自立支援法外の作業所からⅢ型に移行しましたが、平成23年度には、すべての作業所が障害者自立支援法内の就労継続支援（B型）に移行しています。

6 その他の事業

障害者自立支援法では、各自治体が独自の判断により、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定めています。本区では、本計画で必要量は見込まない地域生活支援事業も実施しています。また、これまでに独自で実施してきた事業を下記のとおり引き続き実施していきます。

【墨田区独自の地域生活支援事業】

1	障害者日中一時支援事業
2	心身障害者自動車運転教習費補助事業
3	身体障害者用自動車改造費助成事業
4	重度心身障害者（児）巡回入浴サービス事業
5	障害児放課後等支援事業

【墨田区における独自事業等】

1	卒後対策事業
2	リフト付福祉タクシー事業
3	心身障害者福祉タクシー事業
4	精神障害者デイケアの実施
5	障害者福祉大会の実施
6	隅田川花火大会障害者特別観覧席開放事業
7	障害者就労支援事業
8	障害者の雇用の促進と作業所等における生産活動等の機会拡大を図るための施設整備助成
9	障害者雇用優良事業所感謝状贈呈
10	作業所等経営ネットワーク事業※1
11	障害者による地域緑化推進事業※2
12	障害者による公園清掃事業※3
13	福祉喫茶補助金交付
14	心身障害者（児）短期入所施設運営補助
15	心身障害者（児）緊急一時介護事業
16	重度身体障害者緊急一時保護事業
17	重度脳性麻痺者介護事業運営
18	ねたきり重度心身障害者（児）寝具洗たく乾燥助成事業

19	心身障害者理美容サービス事業
20	車いす利用者の健康診断の実施
21	障害児（者）歯科相談及び健診の実施
22	知的障害者緊急保護事業
23	心身障害者福利厚生事業
24	在宅リハビリテーション支援※4
25	障害者更生訓練費等給付事業
26	重度心身障害者（児）紙おむつ等支給
27	心身障害者福祉電話事業
28	重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成事業
29	障害者グループホーム等支援事業
30	グループホーム（区型）利用者等の支援※5
31	グループホーム等入居者家賃補助事業※6
32	福祉ホーム運営費補助事業※7
33	亀沢のぞみの家通所訓練所補助
34	こころの健康相談等の実施
35	心身障害者福祉手当支給事業（区制度）
36	特別永住者障害特別給付金支給事業
37	障害者福祉啓発事業
38	心身障害者福祉ボランティア事業
39	交通バリアフリー事業
40	福祉のまちづくり整備事業
41	重度身体障害者緊急通報システム及び火災安全システム事業
42	家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業※8
43	心身障害者団体への運営費補助
44	障害者団体連合会補助金交付
45	リハビリ活動自主グループへの支援※9
46	高次脳機能障害の患者及び家族への支援

※1～※9は、本計画から新たに記載した新規事業です。